平成２８年（フ）第１３４号
北海道旭川市４条西７丁目１番20号
ティー・ウエスト・レジデンス201
破産者　渡邉　英樹
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３６号
秋田県能代市河戸川字前山32番地15
破産者　髙橋　真喜
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第３７号
秋田県能代市河戸川字前山32番地15
破産者　髙橋　春菜
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第３２号
秋田県大館市川口字隼人岱108番地49
破産者　櫻田　忠雄
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第７１号
神奈川県横須賀市浜見台１丁目１番１―301号
破産者　武川　丈仁
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第３０６号
相模原市中央区陽光台１丁目14番23号
破産者　黒木　崇雅
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４６号
石川県加賀市山中温泉塚谷町イ282番地
破産者　中川　　裕
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第３０７号
岐阜県本巣市政田2226番地１（ヴィラ　ファシリーテⅡ　101号）
破産者　柳瀬　雄一
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第５２６号
京都市伏見区下鳥羽中三町49番地　アルバ103号
破産者　筧　　和仁
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２４号
兵庫県加東市窪田50番地１
破産者　上田　和代
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第５７号
兵庫県小野市中町319番地の６　幸成マンション401
破産者　田中めぐみ
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第２３２号
愛媛県松山市福音寺町82番地１
破産者　坂本　義久
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６号
愛媛県今治市五十嵐甲136番地９　第１五十嵐台団地、前住所愛媛県今治市徳重287番地１、前々住所愛媛県今治市片山３丁目２番16号
破産者　岡　栄一郎
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第７３号
長崎県大村市赤佐古町66番地６
破産者　一ノ瀬和博
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第２０５号
仙台市太白区柳生７丁目２番地の５　シャトルプラザＦ３―303、従前の住所仙台市太白区柳生３丁目７番地の２　ロイヤルヒルズ柳生Ⅱ402
破産者　安原　由美
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１４１号
群馬県高崎市岩押町15番８号
破産者　新井　裕樹
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１５２号
埼玉県熊谷市石原178―５　武甲ハイツ102、開始決定時の住所群馬県高崎市石原町1230番地　市住１棟３号
破産者　沼澤　広人
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１７３号
群馬県高崎市上並榎町545番地１
破産者　阿部　義一
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２５６号
北九州市小倉南区沼本町１丁目８番26―106号（マストミマンション）、住民票上の住所北九州市小倉南区中吉田１丁目９番10号
破産者　山脇　洋海
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部